

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和4年  
3月30日  
(水曜日)

## 目次

○告示  
 道路の区域の変更（道路整備課）  
 道路の供用の開始（道路整備課）



### 山口県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年三月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和四年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道  
 路線名 柳井上関線  
 道路の区域

区 間	柳井市伊保庄字南瀬越三五九七地先から同市阿月字畷二一九〇の五地先まで
旧新別	旧
敷地の幅員 (メートル)	最狭 一四・五 最広 二〇・五
延 (メートル)長	四、二五三・〇
備 考	

区 間	柳井市伊保庄字南瀬越三五九七地先から同市伊保庄字明力二四八一の一先まで及び同市伊保庄字明力二四八一の一先から同市阿月字畷二一九〇の五地先まで
新	
最狭	二・五
最広	七・八
延 (メートル)長	二、七四七・〇 二、〇八〇・八
備 考	ダブルウェイ

道路の種類 県道  
 路線名 伊保庄平生線  
 道路の区域

区 間	柳井市伊保庄字前岡河内二〇四〇の一先から同市伊保庄字岡河内二〇八七地先まで
旧新別	旧
敷地の幅員 (メートル)	最狭 三・五 最広 五・三
延 (メートル)長	九一・〇
備 考	県道柳井上関線の道路の区域(重用)の道路改良工事で完了による。

### 山口県告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和四年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	柳井上関線
供 用 開 始 の 区 間	柳井市伊保庄字南瀬越三五九七地先から同市伊保庄字上河原一二四八の四地先まで 柳井市伊保庄字明力二四八一の一先から同市伊保庄字川尻二五二〇の三地先まで
供用開始の期日	令和四年三月三十日

令和四年三月三十日発行

発行人所

山口県知事

線伊保庄平生道	路線名
同柳井市伊保庄字前岡河内二〇八七地先まで	供用開始の区間
日 令和四年三月三十	供用開始の期日